

(入札の公告)

北海道教育庁胆振教育局告示 第11号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和元年9月10日

北海道教育庁胆振教育局長 佐野 秀樹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称(1月当たりの単価)及び数量

情報処理教育機器賃貸借契約(北海道登別明日中等教育学校)

タブレット型パソコン20台、ノート型パソコン5台及び無線LANシステム一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和元年10月31日

(4) 契約期間

令和元年11月1日から令和4年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるのでこの契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削減があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借(電子計算機)の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和元年9月10日(火)から9月25日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日のみ午前11時)までの間にしなければならない。

イ 申請方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室C(郵送による場合は、051-8558 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和元年10月7日(月)午前10時30分(郵送の場合は、同月4日(金)午後5時必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ (<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア 情報処理教育機器賃貸借契約 126台 一式

イ 情報処理教育機器賃貸借契約 126台 一式

ウ 情報処理教育機器賃貸借契約 42台 一式

(2) 予定時期 令和元年11月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

9 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)まで及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電話番号 0143-24-9889

12 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured:

Lease of Personal Computer (Hokkaido Noboribetsuakebi Secondary School)

Tablet Personal Computer 20 sets and Note Personal Computer 5 sets and Wireless LAN Complete Set.

B Bid tendering date and time:10:30 A.M.,October 7,2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M.,October 4,2019)

C Contact:

Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education,  
Hokkaido Office of Education, 1-Chome 1-4, Kaigan-cho, Muroran 051-8558, Japan

Phone:0143-24-9889

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和元年9月10日付け令和元年北海道教育庁胆振教育局告示第11号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

北海道教育庁胆振教育局長 佐野 秀樹

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

情報処理教育機器賃貸借契約（北海道登別明日中等教育学校）

タブレット型パソコン20台、ノート型パソコン5台及び無線LANシステム一式

#### (2) 調達をする物品等の仕様等

契約書（案）による。

#### (3) 納入期限 令和元年10月31日

#### (4) 契約期間

令和元年11月1日から令和4年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるのでこの契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削減があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

#### (5) 納入場所

契約書（案）による。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

#### (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

#### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

#### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

#### (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

### 4 条件付一般競争入札参加資格の審査

#### (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

##### ア 申請の時期

令和元年9月10日（火）から9月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）までの間にしなければならない。

##### イ 申請方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号  
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室C（郵送による場合は、051-8558 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和元年10月7日（月）午前10時30分（郵送の場合は、同月4日（金）午後5時まで必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア 情報処理教育機器賃貸借契約 126台 一式

イ 情報処理教育機器賃貸借契約 126台 一式

ウ 情報処理教育機器賃貸借契約 42台 一式

(2) 予定時期 令和元年11月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - ア 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
  - イ 所在地 051-8558 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号
  - ウ 電話番号 0143-24-9889
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることが有り得る。
- (7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。

## 物品競争入札心得

(総則)

第1条 北海道が発注する物品購入等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

~~一(入札保証金等)~~

~~第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者は除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。~~

~~3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。~~

~~4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。~~

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札

- ~~(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札~~
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札  
（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。  
（再度入札等）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。  
（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とし  
ます。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の  
価格で入札した者を落札者とし  
ます。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。  
この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ  
ます。

~~（最低価格の入札者を落札者とし  
ない場合）~~

第11条 ~~開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札  
した者を落札者とし  
ない場合があります。~~

- ~~(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないお  
それがあると認められるとき。~~
- ~~(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適  
当と認められるとき。~~
- 2 ~~前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなり  
ません。~~
- 3 ~~第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を、落札者とし  
ない場合は、予定価格の範囲内  
で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とし  
ます。~~

~~（注）この条項は、契約内容が製造の請負に該当する場合に適用する。~~

~~（入札保証金等の返還）~~

第12条 ~~落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後  
に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。~~

2 ~~再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える  
担保はすべて返還します。~~

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記  
名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなり  
ません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指  
示に従ってください。

~~（北海道議会の議決事件）~~

第14条 ~~この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議  
決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を  
得たときは本契約を締結します。~~

2 ~~落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又  
は解除し、本契約の締結を行わないことができます。この場合において、落札者は、仮~~



~~—契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。~~

~~(注) 第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。~~

~~(落札者と契約を行わない場合)~~

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

(入札保証金等の帰属)

~~第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。~~

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

~~(契約保証金等)~~

~~第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。~~

~~3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。~~

~~4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。~~

~~(入札保証金等の充当)~~

~~第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。~~

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前であつては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中であつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(北海道登別明日中等教育学校)

物 品 賃 貸 借 契 約 書

- 1 契約事項  
情報処理教育機器賃貸借契約
- 2 賃貸借物品及び数量
  - (1) 賃貸借物品  
タブレット型パソコン20台、ノート型パソコン5台及び無線LANシステム一式
  - (2) 仕様書  
別紙「要求仕様書」のとおり
- 3 物品設置場所  
別紙「納入場所・数量等一覧」のとおり
- 4 賃貸借期間  
令和元年(2019年)11月1日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 5 納入期限  
令和元年(2019年)10月31日
- 6 賃貸借料  
月額 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 7 契約保証金  
契約保証金は、免除する。

上記物品の賃貸借について、賃借人 北海道と賃貸人 には、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年(2019年) 月 日

賃借人 北海道  
北海道教育庁胆振教育局長 佐野 秀 樹 印

賃貸人 住 所  
氏 名 印

(総則)

第1条 賃借人及び貸貸人は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 貸貸人は、頭書の貸貸借物品を納入期限までに物品設置場所(物品納入場所)に納入し、貸貸借期間中、貸貸借物品をその目的に従い賃借人に使用させるとともに、その目的に従った使用ができるよう修繕、点検等を行い、賃借人は、その対価である貸貸借料を貸貸人に支払うものとする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して賃借人と貸貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して賃借人と貸貸人との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、賃借人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(物品設置場所の変更)

第1条の2 賃借人は、物品設置場所を変更するときは、貸貸人の承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 貸貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(貸貸借物品の検査及び引渡し等)

第3条 貸貸人は、納入期限までに、物品設置場所(物品納入場所)において貸貸借物品を完全に使用できる状態にして、賃借人に引き渡さなければならない。

2 貸貸人は、貸貸借物品を引き渡そうとするときは、その旨を賃借人に通知するとともに、貸貸借物品に係る引渡書を提出しなければならない。

3 賃借人は、前項の通知を受けたときは、納入期限までに、貸貸借物品が別記の仕様書に適合するかどうかの検査を行い、検査に合格した場合には、その引渡しを受けるものとする。

4 貸貸借物品の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、貸貸人の負担とする。

5 貸貸人は、貸貸借物品を納入期限までに納入することができないとき又は貸貸借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、賃借人に対し、その理由及び納入の可能な日を書面により申し出なければならない。

6 賃借人は、貸貸借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、貸貸人に対し、相当の期限を定めて貸貸借物品の納入の履行を催告するものとする。

7 賃借人及び貸貸人は、納入期限後に、貸貸借物品の納入及び引渡しがあったときは、第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、貸貸借期間は、貸貸借物品の引渡しの日の翌日から開始する。

(貸貸借料)

第4条 賃借人は、貸貸人に対し、月の初日から末日までを1月として、当該月分に係る貸貸借料を翌月30日(1月分にあつては、2月末日)までに支払うものとする。ただし、当該月の日数が1月に満たないときは、当該月の貸貸借料は、当該月の日数に応じて日割計算をして得た貸貸借料(当該貸貸借料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた貸貸借料)を支払う。

2 貸貸借料の各年度ごとの金額は、別紙「貸貸借料支払額一覧」のとおりとする。

3 貸貸借料の支払場所は、北海道胆振総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(履行遅滞)

第5条 賃借人は、その責めに帰すべき理由により支払期限までに貸貸借料を支払わないときは、当該未払額につき、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.7%の割合で計算して得た額の遅延利息を貸貸人に支払わなければならない。

2 貸貸人は、貸貸借物品の納入及び引渡し履行遅滞となった理由がその責めに帰すべきものであると賃借人が認めるときは、当該履行遅滞に係る物品の貸貸借期間における貸貸借料の総額につき、納入期限の翌日から引渡しの日までの日数に応じ、年2.7%の割合で計算して得た額の違約金を賃借人に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金の支払を要しないものとする。

(貸貸借物品の管理)

第6条 賃借人は、貸貸借物品を、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、貸貸借物品に故障、破損、不具合等が生じたときは、直ちに、その旨をその理由を付して貸貸人に報告しなければならない。

(貸貸人の修繕義務等)

第7条 賃借人は、貸貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じた場合は、貸貸人の責めに帰すべき理由によるものを除き、貸貸借物品を使用するために必要な限度において修繕義務を負うものとする。ただし、貸貸借物品の故障、破損、不具合等の程度が賃借人の使用を妨げるものでないときは、この限りでない。

(転貸の禁止)

第8条 賃借人は、貸貸借物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ、貸貸人の承諾があったと

きは、この限りでない。

(瑕疵担保)

第9条 賃借人は、賃貸借物品に瑕疵があるときは、賃貸人に対し、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第3条第3項の規定による賃貸借物品の引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

(危険負担)

第10条 天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により、この賃貸借物品が滅失又は毀損等をし、この契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、賃貸人は、当該部分についてこの契約の履行の義務を免れるものとし、賃借人は、当該部分に相当する賃貸借料の支払の義務を免れるものとする。

(損害の負担)

第11条 賃借人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害(経年劣化及び通常の使用による損耗を含む。)が生じたときは、賃借人が、点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

2 賃貸人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品の故障、破損、不具合等の損害が生じたときは、賃貸人が点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

3 天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により生じた賃貸借物品の故障、破損、不具合等の損害及び費用の負担は、賃借人及び賃貸人で協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 賃貸人は、この契約により知り得た賃借人の保有する個人情報その他業務上の秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第13条 賃借人は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(賃借人の契約の解除)

第14条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により納入期限までに賃貸借物品の納入及び引渡しを完了しない場合又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと賃借人が認める場合

(2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められる場合

(3) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出た場合

(4) 次のいずれかに該当する場合

ア 役員等(賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により賃借人がこの契約を解除した場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

3 賃貸人は、第1項の規定により、この契約が解除されたときは、賃借人に対して、賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

第15条 賃借人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 賃貸人が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第18条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」とい

う。)が提起されなかったとき。

- (2) 貸貸人が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む)。
  - (3) 貸貸人が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (4) 貸貸人以外のもの又は貸貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において貸貸人に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
  - (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が貸貸人に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における貸貸人に対する命令とし、これらの命令が貸貸人以外のもの又は貸貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、貸貸人に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く)。
  - (6) 貸貸人(貸貸人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。
- 第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、貸貸人は、貸貸借期間に係る貸貸借料の総額の10分の1に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第14条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は、貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の債務に就いて履行不能になった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 貸貸人について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 貸貸人について更正手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 貸貸人について更正手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第14条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当初契約保証金又は担保をもって第1項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が貸貸借期間に係る貸貸借料の総額の10分の1に相当する額に不足するときは、貸貸人は、当該不足額を賃借人の指定する日までに送付し、契約保証金の額又は担保される額が貸貸借期間に係る貸貸借料の10分の1に相当する額を超過するときは、賃借人は当該超過額を返還しなければならない。
- 第16条 賃借人は、第13条、第14条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、解除しようとする日の1月前までに書面により通知の上、この契約を解除することができる。
- 2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより貸貸人に損害を及ぼしたときは、貸貸人にその損害を賠償しなければならない。
- (貸貸人の契約の解除)
- 第17条 貸貸人は、賃借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
- 2 貸貸人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。
- (不正行為に伴う賠償金)
- 第18条 貸貸人は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として貸貸借期間に係る貸貸借料の総額の10分の2に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基

づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 賃借人は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、賃貸人に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。  
(賃貸借物品の返還及び引取り)

第19条 賃借人は、契約が終了したときは、その附属させた物を収去して原状に復する場合及びその責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じ第11条第1項の規定の適用がある場合を除くほか、賃貸借物品を現状のまま賃貸人に返還するものとする。

- 2 賃貸人は、契約が終了したときは、賃借人から賃貸借物品を速やかに引き取らなければならない。この場合において、賃貸人は、賃貸借物品に係る受領書を賃借人に交付しなければならない。
- 3 賃貸借物品の引取りに要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

(相殺)

第20条 賃借人は、賃貸人に対して違約金その他の金銭債権があるときは、賃貸人が賃借人に対して有する契約保証金返還請求権、賃貸借料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の更新等)

第21条 賃借人は、引き続きこの賃貸借物品を借り入れようとするとき又はこの賃貸借物品を買い入れようとするときは、賃貸借期間の満了の2か月前までに、賃貸人と、借入れ又は買入れについての協議を開始しなければならない。

- 2 賃借人及び賃貸人は、前項の協議が整った場合は、賃借人が適用を受ける会計法令に従い、この賃貸借物品の借入れ又は買入れに係る契約を締結することができる。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、賃借人と賃貸人とが協議してこれを定めるものとする。



## 要求仕様書(タブレット型パソコン)

	区 分	スペック(規格)	数量
性能、機能	形状	タブレット型パソコン	20台
	OS	Windows 10 Pro 64bit	
	CPU	Intel® Pentium Gold 4415Y 同等以上	
	液晶モニター	10インチ以上、タッチパネル対応	
	メモリー	4 GB以上	
	ストレージ容量	64 GB以上	
	ワイヤレス	Bluetooth Ver.4.1 無線LAN(IEEE802.11a/b/g/n) 同等以上	
	キーボード	キーボード機能を有した純正品のカバーを有すること。	
	ペン	純正品のタッチペンを付属すること。	
	インターフェイス	USB Port(Type-C端子含む)×1 以上	
	バッテリー	最大8時間以上動作可能なこと。	
	電源	電源アダプター	
	アプリケーション	Office Standard 2019アカデミックOPライセンス	
	アプリケーションインストール用ディスク	Office Standard 2019アカデミックOPライセンスに関しては、メーカーホームページからダウンロードしてインストールをおこなうこと。	
	保管庫		数量
可動式収納保管庫	本調達で学校に導入するタブレット型パソコンを20台収納可能なこと。 充電用電源付き AC電源 分離型 アダプター消費電力50W/台(定格AC100V 15A 1500W) (導入予定のタブレットパソコンのACアダプターの形状が、保管庫内蔵タップに適合する事を確認する) 可動式(ストッパー付きキャスター) 鍵付き扉、スチール製 タブレットのACアダプターを保管庫内蔵のタップに接続すること。	1台	
省電力機能等	・簡易操作で省電力モードに移行できる機能を有していること。		
環境配慮・省エネ	製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネ性能の優れた上位の製品が適合となるような基準(国際エネルギースタープログラム)に適合していること。  ※契約締結時における最新基準をクリアしていること。		



要件区分		機種区分
		全機種共通
性能、機能以外	納入箇所及び時期	別に指定する箇所及び期限によるものとし、箇所別の日時については、事前に発注者と協議すること。
	機種及び型番	契約物品は、すべて法人、企業又は官公庁向けモデルの同一機種、同一型番とすること。
	メーカーによる保証及び保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカーによるパーツ及び作業費用に係る無償保証が1年以上付与されること。</li> <li>・メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、保証期間中に故障等が発生した場合には、交換品先出での修理対応が可能なこと。</li> <li>・保守サポート期間が納品後3年以上あること。</li> <li>・「性能・機能要件」において、指定している基準又は性能及び上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。ただし、明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保証書等を提出した場合には、この限りでない。</li> <li>・上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に該当記載箇所を明示した上で提出すること。 なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。</li> </ul>
	ソフトウェアに係る使用許諾(ライセンス)関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品時点で当該パーソナルコンピューターにインストールされているソフトウェアは、契約の全期間について、北海道が使用を許諾されるものであること。</li> <li>・「性能・機能要件」において、種別をボリュームライセンスによることと指定しているライセンスについては、「北海道」名義で取得するものとし、取得したことを証明する証書等を提出すること。</li> <li>・発注者が指定するソフトウェア以外のソフトウェア(バンドルソフト等)の要否について、事前に発注者と協議すること。</li> <li>・正規の使用に当たって、アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアにあつては、納品時までに作業を完了すること。この場合にあつて、当該ソフトウェアがマイクロソフト社製品である場合にあつては、MAK認証方式によること。</li> <li>・ソフトウェアライセンス又はインストール媒体の調達に当たって、基本契約等、本契約以前に北海道が有する使用許諾権等の内訳の提示が必要な場合には発注者に照会すること。</li> </ul>
	設定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品時までに、次の設定作業を行うこと。</li> <li>①ハードウェア構成品が正常に作動するとともに、インストール済みソフトウェアが起動することを確認すること。</li> <li>②北海道情報通信ネットワークシステム管理者が指定するコンピューターウイルス対策ソフトウェアをインストールし、同管理者が指定する方法で最新のウイルス定義ファイルに更新されるよう設定すること。</li> <li>③無線LAN APとの接続をおこなうこと。</li> <li>④インターネットへの接続を確認すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合等は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。</li> <li>・北海道が交付し、又は貸し出した資料等については、適切な管理の下、使用許諾条件等に合致した方法により、指示された目的のみに使用するものとし、作業等が完了した時点で、速やかに廃棄、返納等必要な措置を行うこと。</li> <li>・納入箇所において設定作業を行う場合にあつては、原則として納入箇所の執務時間内に実施することとするが、執務に著しい支障が生じないよう配慮すること。</li> <li>・納入箇所において設定作業を実施した場合には、作業終了時に梱包材を回収し、持ち帰ること。</li> </ul>	

## 要求仕様書(ノート型パソコン)

区 分	スペック(規格)	数量
形状	ノート型パソコン	5台
OS	Windows 10 Pro (64bit)	
CPU	インテルCeleron 3865U、周波数1.8GHz同等以上	
液晶モニター	15.6型ワイド TFT HD 以上	
メモリー	8GB以上	
HDD	500GB以上	
ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ	
ワイヤレス	IEEE802.11a/b/g/n/ac、BluetoothワイヤレステクノロジーVer4.2準拠以上	
インターフェイス(USB)	HDMI出力端子×1、RGB(15ピン ミニD-sub 3段)×1、USB3.0×4以上	
キーボード	テンキー付キーボード	
マウス	ワイヤレスマウス(赤外線またはBluetooth)	
バッテリー	リチウムイオンバッテリー	
電源	電源アダプター	
再セットアップ媒体	OS付き再セットアップ用媒体を1式用意すること。	
アプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JL-Education 一太郎Pro 4</li> <li>・Office Standard 2019アカデミックOPライセンス</li> </ul>	
インストール媒体	次のインストール媒体を添付すること。	
再セットアップディスク	正規イメージ作成ソフトを使用して納品時OS(パソコンメーカー純正のデバイスドライバ設定済)及び、アプリケーションソフトをインストール済みの再イメージングディスクを1式作成すること。	
アプリケーションインストール用ディスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一太郎作業用ディスク(インストールメディア)一式を用意すること。</li> <li>・Office Standard 2019アカデミックOPライセンスに関しては、メーカーホームページからダウンロードしてインストールをおこなうこと。</li> </ul>	
保管庫		数量
収納保管庫	本調達で学校に導入するノートパソコンを5台収納可能なこと。 充電機能なし、鍵付き、スチール製	1台
省電力機能等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易操作で省電力モードに移行できる機能を有していること。</li> <li>・バッテリー寿命を延ばすためにフル充電を回避するハードメーカー純正のユーティリティが実装されていること。</li> <li>・ピークシフト機能(電力需要がピークとなる時間帯での電力使用回避機能)と同等の機能を有すること。</li> </ul>	
環境配慮・省エネ	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)適合、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)適合  ※契約締結時における最新基準をクリアしていること。	

性能、機能

要件区分		機種区分
		全機種共通
性能、機能以外	納入箇所及び時期	別に指定する箇所及び期限によるものとし、箇所別の日時については、事前に発注者と協議すること。
	機種及び型番	契約物品は、すべて法人、企業又は官公庁向けモデルの同一機種、同一型番とすること。
	メーカーによる保証及び保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカーによるパーツ及び作業費用に係る無償保証が1年以上付与されること。</li> <li>・メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、保証期間中に故障等が発生した場合には、オンサイト方式により速やかに対応可能であること。(センドバック方式は認めない。)</li> <li>・保守サポート期間が納品後3年以上あること。</li> <li>・「性能・機能要件」において、指定している基準又は性能及び上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。ただし、明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保証書等を提出した場合には、この限りでない。</li> <li>・上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に該当記載箇所を明示した上で提出すること。 なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。</li> </ul>
	ソフトウェアに係る使用許諾(ライセンス)関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品時点で当該パーソナルコンピュータにインストールされているソフトウェアは、契約の全期間について、北海道が使用を許諾されるものであること。</li> <li>・「性能・機能要件」において、種別をボリュームライセンスによることと指定しているライセンスについては、「北海道」名義で取得するものとし、取得したことを証明する証書等を提出すること。</li> <li>・発注者が指定するソフトウェア以外のソフトウェア(バンドルソフト等)の要否について、事前に発注者と協議すること。</li> <li>・正規の使用に当たって、アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアにあつては、納品時までには作業を完了すること。この場合にあつて、当該ソフトウェアがマイクロソフト社製品である場合にあつては、MAK認証方式によること。</li> <li>・ソフトウェアライセンス又はインストール媒体の調達に当たって、基本契約等、本契約以前に北海道が有する使用許諾権等の内訳の提示が必要な場合には発注者に照会すること。</li> </ul>
	設定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品時までには、次の設定作業を行うこと。</li> <li>①ハードウェア構成品が正常に作動するとともに、インストール済みソフトウェアが起動することを確認すること。</li> <li>②日本語入力システムの通常設定を「Atok」とすること。</li> <li>③北海道情報通信ネットワークシステム管理者が指定するコンピューターウイルス対策ソフトウェアをインストールし、同管理者が指定する方法で最新のウイルス定義ファイルに更新されるよう設定すること。</li> <li>④インターネットへの接続を確認すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。</li> <li>・北海道が交付し、又は貸し出した資料等については、適切な管理の下、使用許諾条件等に合致した方法により、指示された目的のみに使用するものとし、作業等が完了した時点で、速やかに廃棄、返納等必要な措置を行うこと。</li> <li>・納入箇所において設定作業を行う場合にあつては、原則として納入箇所の執務時間内に実施することとするが、執務に著しい支障が生じないよう配慮すること。</li> <li>・納入箇所において設定作業を実施した場合には、作業終了時に梱包材を回収し、持ち帰ること。</li> </ul>	

## 要求仕様書(無線LANシステム)

区 分	環 境 スペック	数 量	
性能、 機能	形状	給電可能型L2スイッチHUB	
	形状	給電可能型L2スイッチHUB	数量
	ポート数	8ポート	1台
	インターフェイス	10/100/1000BASE-T GIGA対応	
	スイッチング容量	18Gbps以上	
	転送レート	13.4Mpps以上	
	給電規格	IEEE 802.3at	
	最大供給電力/装置全体	65W以上	
	最大VLAN数	4094	
	セキュリティ機能	802.1X暗号方式 MD5、PEAP、TLS対応	
	形状	自立型 無線LANアクセスポイント	
	アクセスポイント(AP)	無線LANコントローラ機能が、APに搭載されたもの。 同時接続台数30台可能なこと。	4台
	無線LAN規格	802.11a/n 及び b/g/n を同時サポートすること、Dual Radio	
	電源	802.3af準拠PoE対応	
	管理機能	Web GUIにて管理が可能なこと。	
	インターフェイス	1 × 10/100/1000Base-T (PoE)	
	動作温度範囲	0～40℃	
ACアダプター	電源アダプターから電源をとれること。	1台	
アクセスポイントマウントキット	本調達で学校に導入するアクセスポイントにおける天井設置用のキット	3台	
設置・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内ネットワークに接続すること。【スクールネット経由でインターネット】</li> <li>・配線、設置調整等は情報管理担当者と協議の上、行うこと。</li> <li>・配線、設置調整等は諸経費内にすべておさめること。</li> <li>・AP設置箇所、配線場所は別紙図面のとおり(AP4台のうち3台を天井に設置すること。)</li> <li>・APのパスワード設定をおこなうこと。</li> </ul>		

別紙 納入場所・数量等一覧

(北海道登別明日中等教育学校)

学校名	所在地	設置場所	電話番号	台数				
				タブレット型パソコン	可動式収納保管庫	ノート型パソコン	収納保管庫	無線LAN
登別明日中等教育学校	登別市片倉町5丁目18番地2	2階 パソコン準備室 エレベーター有り	0143-85-0351	20台	1台	5台	1台	1式
合計				20台	1台	5台	1台	1式